

個人情報管理規定

四日市市障害者体育センター

第1章 総則

第1条 (目的)

本規程は、四日市市障害者体育センター(以下「当法人」という。)内の個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを策定し、当法人が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する当法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

第2条 (用語の定義)

本規程で使用する用語は以下のとおりとする。

1 個人情報

個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。

2 特定個人情報

「マイナンバー」当該情報については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」を遵守して、特定個人情報の適正な取扱いを行うものである。

3 機密情報

「部外秘」等、外部に公開することを禁止されている情報、及び当法人のサービスに関する固有の情報をさす。

4 本人

当法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。

5 役職員

当法人の役員、正職員、臨時職員、パート職員をいう。

第3条(対象となる情報)

本規程の対象となる情報は、当法人で保管するすべての個人情報であり、電データ、印字データの別を問わない。また、画像データ等、文字データでないものも含む。

第4条(適用範囲)

本規程は、当法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等、当法人に所属しないスタッフに対しても本規程の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。又、個人情報を取り扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

第2章 個人情報管理体制

第5条(個人情報管理責任者)

- 1 当法人における個人情報管理責任者は理事長とする。
- 2 個人情報管理責任者は個人情報管理委員会を主宰し、当法人における個人情報管理に関する取り組みの推進に関する責任を負う。
- 3 個人情報管理責任者は、上記責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

第6条(個人情報管理委員会)

- 1 当法人における個人情報管理に関する意思決定機関として個人情報管理委員会を設置する。
- 2 委員長は個人情報管理責任者とし、委員は事業所部門ごとの代表及び必要に応じて個人情報管理責任者が委託したものとする。
- 3 個人情報管理委員会は、個人情報に関する当法人取り組みの計画立案、指示、取扱規則の策定、セキュリティ対策の実践等、必要な取り組みを行う。

第7条(個人情報管理者)

- 1 各事業所所属長は個人情報および特定個人情報の管理者とする。
- 2 個人情報・および特定個人情報管理者は、個人情報管理委員会の定めた取り組み計画に従って、所属部門における個人情報管理に関する取り組みを推進する責務を負う。

第3章 個人情報管理に係る安全措置の概要

第8条(職員の個人情報の取扱)

職員は、採用時に本規程及びその他個人情報管理に関する規則を遵守する旨の誓約書を法人に提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。

第9条(個人情報の収集)

- 1 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示や外部に公表する。
- 2 個人情報の収集は利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 3 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、あらかじめ個人情報管理委員会の承認を得た上で、変更後の利用目的を公表する。
- 4 前項の規定にかかわらず、契約書等の書面やホームページへの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

第10条(個人情報の保管)

- 1 当法人で保有する個人情報は、個人情報管理台帳等により一元管理するものとする。
- 2 当法人で保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的

な安全管理対策を行う。

- 3 職員は、所属長が指名する代行権限者の承認なく、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは、第三者に提供してはならない。
- 4 個人情報を取引先・委託先等、外部に開示・提供する場合は、事前に個人情報管理者の承認を得た上で、機密保持契約を締結してこれを行うものとする。

第11条(個人情報の利用)

- 1 個人情報の利用は、あらかじめ開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。
- 2 データ入力等のため、個人情報の取扱を外部業者に委託する場合、委託先の個人情報取扱いが適切かどうか確認した上、業務委託契約に、委託契約遂行以外の目的での利用の禁止、業務終了後の情報の返還または破棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取扱状況について確認を行い、必要に応じて指導・契約の見直し等を行うものとする。

第12条(個人情報の破棄)

- 1 保管期限を経過した個人情報、または当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに破棄するものとする。
- 2 個人情報の破棄に当たっては、外部漏えいしないよう、印字データ専用消去処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に破棄したことを確認するものとする。

第13条(第三者提供)

業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、本人の同意を得るとともにあらかじめ個人情報管理委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

第14条(本人からの照会対応等)

- 1 個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等の請求等、苦情及び照会の受付窓口を事業所ごとの「苦情解決要項」に定める苦情受付担当者とする。
- 2 受付窓口は対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに必要な対応を行う。

第15条(教育)

部門個人情報管理者は、定期的に管下の職員を対象とした個人情報管理に関する教育を行う。また、ボランティア、実習生等に対しても個人情報管理の必要性についての意識喚起をはかり、適切な取扱いを行うよう指導・監督する。

第4章 雑 則

第16条(本規程への違反)

本規程への違反が明らかになった場合、当法人は就業規則の定めに従い、違反を行った職員

を懲戒処分の対象とする。

第17条(規則)

個人情報管理責任者は、必要に応じ個人情報に関する規則を制定するものとする。

第18条(施行)

本規程は、令和4年1月1日より施行する。